

## 住宅用太陽光発電システム等整備資金 Q & A

### 1 融資対象事業・設備

Q101 融資を受けられるのは誰ですか？

次の要件のすべてを備えた者が、この融資を受けることができます。

- ・ 県内に住所を有する方（県内に所在する住宅の所有者又は居住者）
- ・ 自己資金だけでは資金の調達が困難である方
- ・ 県税を滞納していない方
- ・ 事前に着工・購入をしていない方
- ・ 金融機関が定める審査基準を満たす方

Q102 融資利率は何%ですか？

融資利率は1.0%となります。（融資利率は今後、変更される場合があります）

また、取扱金融機関が定める保証料が別途必要です。保証料については、各取扱金融機関にお尋ねください。

Q103 融資の対象となる設備は何ですか？

- ① 住宅用太陽光発電システム
- ② 再生可能エネルギー熱利用設備（太陽熱利用給湯システム、太陽熱利用空調システム、地中熱利用システム、ペレットストーブ）
- ③ 省エネ設備（①又は②と同時に2製品以上を複合的に整備する場合）が対象となります。

※ 省エネ設備のみを導入される場合は「地球にやさしい環境づくり融資資金（利率1.7%）」の利用が可能です。

Q104 融資の対象となる省エネ設備とはどのようなものですか？

既存設備対比で温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>付換算）を10%以上削減できるもの（高効率給湯器、LED照明器具、高断熱複層ガラス、節水型トイレ、蓄電池、V2H等）が対象です。

ただし、エアコン、冷蔵庫等のいわゆる家電製品は融資対象外です。

また、LED照明等の照明器具の場合は、複数個所の設置が条件です。

いずれも、融資認定申請書に製品の仕様が分かるもの（パンフレット等）を添付してください。

※ V2H・・・電気自動車に蓄えた電気を住宅に供給する設備

Q105 屋根に太陽光発電システム等を設置する際の、瓦の葺き替えや足場工事は融資の対象となりますが？

瓦の葺き替え、足場工事は、太陽光発電システム等の設置に伴い必要な範囲内で融資対象となります。

Q106 中古品の導入や既存設備の修繕は、融資の対象となるのですか？

中古品の設置や既存設備の修繕は融資の対象ではありません。

Q107 容量10kW以上の太陽光発電システムを設置し、全量買取とする場合、融資の対象となるのですか？

余剰買取（売電）でなく全量買取（売電）とする場合は、融資の対象になりません。

Q108 個人が所有する賃貸アパートに太陽光発電システムを設置する場合は、融資の対象となるのですか？

アパート経営などの事業の中で使用する設備については、個人向け融資制度である本融資の対象となりません。中小企業向け融資制度の「地球温暖化対策施設整備資金」の対象となります。

Q109 融資認定申請より前に設置した設備は、融資の対象ですか？

県からの融資認定通知を受ける前に設置した設備は融資の対象になりません。

Q110 今後県内に引っ越しを予定している場合や、県内に住宅を有する者が県外に単身赴任中の場合などで、県内に住民票がない場合も融資を申請することはできますか？

県外居住者であっても、県内に居住する予定であれば、当該住宅に設置する住宅用太陽光発電システム等は融資対象となります。

その際は、今後県内に居住予定であることを記載した申立書（様式任意）を融資認定申請書に添付してください。

## 2 国等の補助金との重複

Q201 国や県、市町の補助金を受ける場合でも、県の融資を受けることができますか？

公的補助金を受ける場合でも、県の融資を受けることができます。

その場合、融資の限度額は、工事等に要する費用から、当該補助金額を差し引いた額（10万円未満切り捨て）となります。

### 3 融資認定申請（第1号様式）

Q301 「融資認定申請書」は、どこに提出するのですか？

融資を受けようとする

以下の取扱金融機関へ提出してください。

山口銀行、西京銀行、中国労働金庫、県内信用金庫、山口県信用組合、県内農業協同組合

Q302 「設備の設置場所」の欄には、何を記載すればいいですか？

設備を設置予定の住所を記入してください。

正しい例：山口市滝町1-1

誤った例：屋根

Q303 融資金額は何円単位ですか。

融資金額は10万円単位です。

Q304 パソコンがないため、「融資認定申請書」等の提出書類を入手できないときは、どうすればいいですか？

取扱金融機関に問い合わせいただくか、県環境政策課地球温暖化対策班（083-933-2690）に電話をして送付を依頼してください。

Q305 申請者の印鑑は実印ですか？

融資認定申請書に押印する印鑑は、認印で構いません。

Q306 国等からの補助金は、設置後に交付を受けるが、融資の申込額から差し引く必要がありますか。また、補助金の額はどこに確認すればいいですか？

国等からの補助金を申請する場合は、設置費用から当該補助金額を差し引いた額が融資の限度額となります（10万円未満は切り捨て）。

補助金については、それぞれの機関の窓口を確認してください。

県補助金… 山口県地球温暖化防止活動推進センター（083-933-0018）

市町補助金… 各市町

Q307 保証料は融資の対象になりますか？

保証料は融資の対象外です。

Q308 設計書又は仕様書はどのようなものを添付するのですか？

当該住宅に設置するために作成された設計図面(太陽光パネルの設置図面等が記載されたもの)等を添付してください。

設計図面等がない場合は、仕様分かるもの(パンフレット等)を添付してください。

Q309 納税証明書はどのような証明書を添付する必要がありますか。また、古い証明書でも良いですか？

納税証明書は、以下の証明書の交付を受けてください。

市役所(町役場)… 個人住民税の滞納がないことの証明

県税事務所… 県税に滞納がないことの証明

納税証明書は、交付日から3ヶ月以内のものを融資認定申請書に添付してください。

Q310 融資の申請者が、融資対象設備を設置する住宅の所有者ではない場合、どのような手続きが必要ですか？

住宅所有者の同意書(様式任意)を融資認定申請書に添付してください。

Q311 「融資認定申請書」を提出してから融資の認定の可否が決定されるまで、どのくらいの日数がかかりますか？

取扱金融機関の審査に要する期間に加え、県の処理期間(郵送に要する期間含む)が10日間程度かかります。

但し、提出書類に不備等があった場合は、決定が遅れることもあります。

Q312 融資の認定を受けた後に、温暖化防止施設整備計画を変更したい場合にはどうすればいいですか？

「山口県地球にやさしい環境づくり融資整備計画変更承認申請書」(第5号様式)を取扱金融機関へ提出してください。なお、既に購入又は整備工事に着手している場合は、申請を受け付けられません。

なお、工期の変更など軽微な変更については、当該申請書の提出は不要です。

#### 4 融資施設整備工事着工届(第6号様式)

Q401 「地球にやさしい環境づくり融資施設工事着工・購入届」を提出する時期はいつですか？

工事着工後、速やかに県環境政策課へ提出してください。

様式は、県から、融資認定通知書に添付してお送りします。

## 5 融資施設整備完了報告書（第7号様式）

Q501 事業が完了して、「融資施設整備完了報告書」を提出する時期はいつですか？

工事完了後、30日以内に県環境政策課へ送付してください。様式は、県から、融資認定通知書に添付してお送りします。

Q502 整備状況がわかる写真は、どのようなものを添付するのですか？

設備設置後の設備の様子がわかる写真（例：太陽光発電システムであれば自宅の屋根等に設置された太陽光パネルの写真（設置した面すべての写真））を貼付してください。